

事 務 連 絡

平成17年8月16日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」の
一部改正に伴う貸与事業者等への対応について

標記について、別添の通知により、指定福祉用具貸与事業者等が、貸与の商品名、取扱説明書、パンフレット等において、「じょく瘡予防」を標榜している、又は「じょく瘡を予防する」機能若しくは効果をもつ旨の説明をしている場合は、「床ずれ防止」、「床ずれを防止する」等の適切な表現に改めるよう、介護保険主管部局から周知徹底が図られているところですので、ご承知おきください。

については、以上の事情に鑑み、介護保険主管部局による事業者等への周知徹底が円滑に進むよう、ご配慮をお願いいたします。



老振発第0816001号
平成17年8月16日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」
の一部改正について

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条十七項の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）」については、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件（平成十七年八月厚生労働省告示第三百七十六号）」が、別添のとおり本日付けで公布され、「じょく瘡予防用具」の種目名を「床ずれ防止用具」に改めたところです。

この趣旨は、介護保険法において、これまで「じょく瘡予防用具」の種目に属していた福祉用具の貸与について、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項で規定される医療機器を貸与するものではないことを明確にするものであるので、現在、介護保険法に基づき貸与されている福祉用具について、貸与の商品名、取り扱い説明書、パンフレット等において、「じょく瘡予防」を標榜している、又は「じょく瘡を予防する」機能若しくは効能をもつ旨の説明をしている場合は、「床ずれ防止」、「床ずれを防止する」等、今般の告示改正の趣旨に照らし、適切な表現に改めるよう、管下市町村及び指定福祉用具貸与事業者等に周知をお願いします。

なお、本通知については、医薬食品局監視指導・麻薬対策課長とも協議済みであることを申し添えます。

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○市町の廃置分合の件

(総務九〇七、九〇九、九一一、九一三、九一五、九二〇)

○市町村の廃置分合の件

(同九〇八、九二二、九二三、九二五)

○市村の廃置分合の件(同九一二)

○市の廃置分合の件(同九一四)

○町の廃置分合の件(同九二二)

○町村の廃置分合の件(同九二四)

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件(同九二六)

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する認定認証業務の変更の認定に関する件

(総務・法務・経済産業一、一一二)

○日本国に帰化を許可する件

(法務四一〇)

○小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務七七八)

○厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件(厚生労働三七六)

○アフガニスタンの児童の生命救済のための予防接種拡大計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件(同七八八)

○日本・ポリビア友好橋改修計画のための贈与に関する日本国政府とポリビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同七八九)

○ベシオ港修復計画のための贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同七九〇)

○アピア漁港改善計画のための贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件(同七九一)

○フナフチ環礁電力供給施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の書簡の交換に関する件(同七九二)

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同七九三、七九五)

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同七九四)

○職業訓練学校拡充計画のための贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件(同七九六)

○厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件(厚生労働三七六)

告 示

○厚生労働省告示第三百七十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七條第十七項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成十一年厚生省告示第九十三号)の一部を次のように改正し、平成十七年八月十六日から適用する。
平成十七年八月十六日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

第五項中「じょく瘡予防用具」を「床ずれ防止用具」に改める。

○農林水産省告示第千三百七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第十七條の六第二項において準用する同法第十七條第二項において準用する同法第十六條第一項の規定に基づき、次のとおり地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工食品についての登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七條の六第二項において準用する同法第十七條第二項において準用する同法第十六條第五項の規定に基づき公示する。
平成十七年八月十六日

農林水産大臣 岩永 峯一

一イ 登録更新年月日及び登録更新番号

平成十七年八月五日・第二号

ロ 登録認定機関の名称及び住所

アイシーエス日本株式会社 神奈川県横浜

市都筑区茅ヶ崎東四丁目五番十七号

ハ 登録認定機関が認定を行う農林物資の区分

地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工食品(認定を行う農林物資の種類は、有機農産物及び有機農産物加工食品に限る。)

ニ 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1) 認定を行う区域

国内及び外国

(2) 認定を行う事業所の所在地

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東四丁目五番十七号

(参考1)

○ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
1 └─ 4 (略)	1 └─ 4 (略)
5 床ずれ防止用具 (略)	5 じょく瘡予防用具 (略)

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号) (抄)

第一章 総則

(定義)

第二条

- 4 この法律で「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等であつて、政令で定めるものをいう。